

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 利根川上流域の減災に係る取組

～今後の予定～

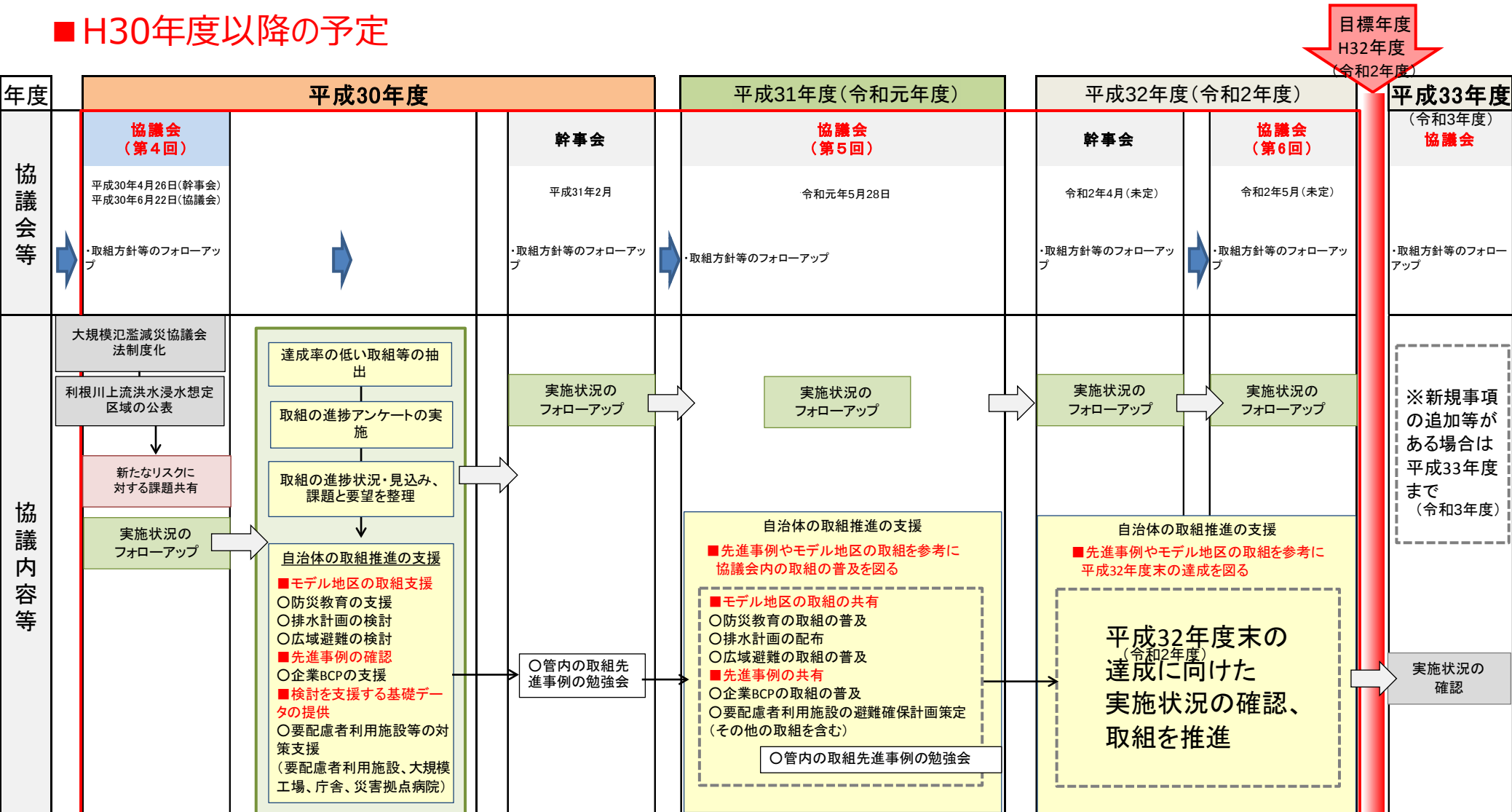
令和元年5月28日

利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

1.今後の予定（当面のスケジュール）

・平成31年度（令和元年度）以降も 協議会関係自治体への先行事例やモデル地区の取組のノウハウの共有については、ヒアリングの結果を踏まえ、次年度以降、都県取組を中心に、先行事例の共有や勉強会の開催を進めていくことを予定しています。

■ H30年度以降の予定



2.フォローアップについて

平成27年9月 関東・東北豪雨において多数の孤立者が発生したこと等を受け、利根川上流域における堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備え、関係機関が連携・協力して減災のための対策を推進するため、国、都県、(独)水資源機構、市区町等からなる「利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下、「協議会」という。)を平成28年5月31日に設立した。

協議会は複数の氾濫ブロックをまとめた全体を対象とするが、氾濫ブロックごとの地域の実情に応じて適切に検討を行うため、協議会に部会を置き、協議会で作成した取組方針を踏まえたブロック計画を作成している。

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針及びブロック計画を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、平成29年7月に想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域が公表となった。新たなリスクに対する課題を共有し、「水防災意識社会再構築」に向けた緊急行動計画を踏まえ、地域の取り組み方針について必要に応じて見直しを行う。

協議会を構成する各機関は、取組方針の進捗状況を踏まえ、水防災意識社会再構築に向けた取組をさらに充実させていくものとする。

3.「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

◆「水防災意識社会」再構築のための取組の経緯

●平成 27 年関東・東北豪雨災害や、平成 28 年に相次いで発生した台風による災害で甚大な被害が発生



●「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、中小河川を含めた**全国の河川で、ハード・ソフト一体となって「水防災意識社会」再構築のための取組を推進**



●平成 29 年水防法等の一部改正を踏まえ、平成 29 年 6 月 20 日に**「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画**をとりまとめ



●平成30年12月13日、社会資本整備審議会答申「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」
「関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、**大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである**」



取組むべき施策の具体的な進め方、
国土交通省等の支援等の充実

●平成 30 年7月豪雨等、各地で大水害が発生していることを受け、水防災意識社会を再構築する取組をさらに充実し、加速するため、**2020年度(令和2年度)目途に取組むべき緊急行動計画を改定。**

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取組を共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアルティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

(3) 被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等